

関連単元名

聖武天皇と奈良の大仏

展示コーナー

C

律令政治と行方郡

資料名

律令時代の東北地方

律令時代の税制度

陸奥国と行方郡

律令国家は地方を国・郡・里という行政区に編成し、そこに国衙・郡衙などの役所を設け支配を広げていくが、蝦夷があり蝦夷との境界に城柵を築き北へ進んでいく。

陸奥国成立当初の陸奥国の所管郡は不明。養老2年(718)陸奥国は石城国(福島県浜通り)・石背国(福島県西半)・陸奥国(宮城県南半)の三分割され、数年で合併し陸奥国となり、この地方は「行方郡」と呼ばれる。

行方郡

養老2年(718)5月2日「割ニ陸奥國之石城・標葉・行方・宇太・亘理、常陸國之菊多六郡一、置ニ石城國。(陸奥國の石城・標葉・行方・宇太・亘理・常陸國に菊多の六郡を分離して石城國を設置した)」という記事が『続日本紀』に記されている。

また、行方団は『続日本紀』弘仁6年(815)の条に見られるが、多賀城跡の漆紙文書で宝亀11年(780)「行方団の指揮官上野毛朝臣」からの食料請求の文書が出土していることから少なくとも780年には行方団が機能していたことがわかる。



漆紙文書

宮城県多賀城跡調査研究所蔵



律令時代の東北地方

税制度

律令国家のもとでは、人々に土地が与えられる一方、多くの負担が課せられた。

租・庸・調等の物納、労役、防人、などの軍役である。租は田一段につき稻2束2把(現在の約9kg)で、当時の公定収穫量72束の約3%とされている。

律令時代の税制度

	正丁 (21~60歳) 1束に二きぬ稻2束2把(706年より1束5把) (収穫量の約3%)	次丁(者丁) (61~65歳) 同し	中男(少丁) (17~20歳) 同じ
租	都年間10日の劳働(農役) (代わりに布2丈6尺)	5日 (布1丈3尺)	なし
課	◆正規の調一筋・あしきぬ8尺5寸。 半8束・綱1斤・布2丈6尺各のうち1種 ◆雜物(豆漿を土にさす)…その他の特産物34種	正丁の1/2	正丁の1/4
物納税	調の付加物 染料、麻、油、調味料 容器など(717年廃止)	なし	なし

	正丁 (21~60歳) 年間60日以下の労役 30日以下	次丁(者丁) (61~65歳) 30日以下	中男(少丁) (17~20歳) 15日以下
役	唯活 正丁3人に1人の割合で唯活 都役・衛士(1年)・防人(3年)に配属	なし	なし
勞働税	50戸ごとに正丁2人(3年間)	なし	なし
兵役	春に格を替し、秋に利息をつけて返納 (年利は公出卒5倍) はじめ賛民政済→のち強制貸付となる	同じ	同じ
仕丁	因にそなえ、毎年一定額の業等の貢物を 貢品に納める (9等級の戸に応じ2石~1斗)	同じ	同じ
雜稅			
出資			
賦稅			